平成28年12月12日開催

【第22期】

第30回

津奈木町農業委員会議事録

津奈木町農業委員会告示第13号

津奈木町農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年11月29日

津奈木町農業委員会会長　荒川　隆光

記

1. 期日: 平成28年12月12日(月)　　午後4時～
2. 場所: 津奈木町役場2階会議室
3. 議第:議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請書について
4. 議第:議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請書について
5. 議第:議案第58号 非農地証明申請について
6. 議第:議案第59号 農用地利用集積計画の承認について
7. その他事項について

津奈木町農業委員会第30回総会議事録

1.開催日時: 平成28年12月12日(月)

午後4時から 午後11時15分

2.開催場所: 津奈木町役場2階会議室

3.出席委員

1番:荒川 (会長)	2番:岩﨑 (副会長)
3番:小嶋 (委員)	4番:柳迫 (委員)
5番:濱田 (委員)	6番:平畑 (委員)
7番:澤田 (委員)	9番:坂本 (委員)
10番:福山 (委員)	11番:濵田 (委員)

4.欠席委員　　なし

5.議事日程

議案第56号　農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第57号　農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第58号　非農地証明申請について

議案第59号　農用地利用集積計画の承認について

6.農業委員会事務局職員氏名

事務局長:倉本　健一

事務局員:村上　修司

7.会議の概要

事務局長	本日の総会につきまして、11 月 29 日付農業委員会告示第 13 号で招集告示を致しましたところ、全員出席ですので、農業委員会等関する法律第２１条第３項の規定により本日の総会は成立します。 なお、会議規則第４条の規定により会長が議長となりますので、議事進行については、よろしくお願いいたします。 （ ～ 挨 拶 ～ ）
荒川会長	ただ今から、第 22 期平成 28 年度第 30 回津奈木町農業委員会総会を開会いたします。 **【日程第１：議事録署名委員の指名】** 日程第１番、議事録署名委員の指名を行います。 本総会の議事録署名委員は、津奈木町農業委員会会議規則第７条第２項の規定により 10 番・福山委員、11 番・濱田委員を指名します。 **【日程第２：諸般の報告】** （なし） **【日程第３:議案第 56 号　農地法第３条の規定による許可申請について】** 次に、日程３に入らせていただきます。 議案第 56 号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局、朗読をお願いします。 （事務局朗読） それでは番号 1 について調査員の報告をお願いします。11 番、濱田委員。

11 番：濱田委員	議案第 56 号農地法第 3 条の規定による許可申請の報告を行います。12 月 5 日の日に事務局の村上さん〇〇行政書士、申請人の〇〇さん、息子の〇〇さん、農業委員の小嶋さんと私の 6 人で現地調査を行いました。申請人及び土地の所在等については局長朗読のとおりです。場所としては、資料の 2 ページ目に載っております。本人さんは〇〇の事務で働いております。休みの日には自作地で農作業を行っており、定年を見越しての取得となります。申請地は自宅から近く農業意欲も十分にありますので一つ後審議の程よろしくお願いします。
荒川会長	はい、ありがとうございました。次に 3 番の小嶋委員。
3 番：小嶋委員	ただ今濱田委員から詳しく説明がありましたので補足する事はありません。よろしくお願いします。
荒川会長	はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ただいま調査委員のほうから報告がありましたが皆さんの方から何かございませんか。 （質問、意見なし） 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 56 号番号 1 について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いします。 （全員賛成：異議なし） ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 56 号番号 1 は許可することに決定いたします。

	【日程第 4：議案第 57 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について】 日程 4 番、議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局、朗読をお願いします。 （事務局朗読） それでは番号 1 について調査員の報告をお願いします。11 番、濱田委員。
11 番：濱田委員	はい。議案第 57 号農地法第 5 条の規定による許可申請の報告を行います。この案件も場所としては先ほど 3 条申請で説明を行った場所になります。現地調査も先ほど言いました 6 人で行いました。申請人及び土地の所在等については局長朗読のとおりです。資料としては 3～7 ページに添付してあります。譲受人は現在〇〇に勤めております。4 ページに事業計画書ということで金額等の記載もあります。水のほうは〇〇の簡易水道からとりまして、合併浄化槽を敷設します。周辺の農地にも排水等で迷惑を掛ける恐れはありません。何ら問題はないと考えられますので、一つ審議の程よろしくお願いします。
荒川会長	はい、ありがとうございました。続きまして 3 番小嶋委員お願いします。
3 番：小嶋委員	はい。ただ今濱田委員より詳しい説明がありましたので補足する事はありません。よろしくお願いします。
荒川会長	はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ただいま調査委員のほうから報告がありましたが皆さんの方から何かございませんか。 （質問、意見なし）

	質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 57 号番号 1 について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いします。 （全員賛成：異議なし） ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 57 号番号 1 は許可相当の意見書をつけて県知事へ進達することに決定いたします。 **【日程第 5：議案第 58 号　非農地証明申請について】** 日程 5 番、議案第 58 号「非農地証明申請について」を議題と致します。事務局、朗読をお願いします。 （事務局朗読） それでは番号 1 について事務局説明をお願いします。
事務局：村上	はい、それでは説明いたします。 12 月 5 日に申請地の現場確認を行っております。非農地証明ということで簡単に非農地証明制度を説明いたします。不動産登記制度と農地制度との相互の運用の整合性を確保する必要があることから昭和 58 年 4 月 1 日から一定の条件の下で農業委員会が非農地証明を交付できるということで制度が発足されております。証明基準として 5 つあります。1 つ目が植林されている土地。2 つ目が建物等が設置されている土地。3 つ目が道路敷として利用されている土地。4 つ目が自然災害によって農地としての復元が難しい土地。5 つ目が耕作されていない状態が長く続いたことによって、森林・原野化して農地への復元が不可能な土地。この 5 つの内どれかを満たす農地が非農地証明に該当します。手元に写真を配付しておりますが、こちらが申請地の現況写真となります。 数年前から畑としての活用はされておらず、森林化しております。今回の申請地は先ほど説明した 5 番に該当

	するかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
荒川会長	はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ただいま事務局のほうから報告がありましたが皆さんの方から何かございませんか。 （質問、意見なし） 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 58 号番号 1 について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いします。 （全員賛成：異議なし） ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 58 号番号 1 は許可することに決定いたします。 **【日程第 6：農地利用集積計画の承認について】** 次に日程 6、議案第 59 号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、朗読をお願いします。 （事務局朗読） それでは番号 1 について調査員の報告をお願いします。4 番、柳迫委員。
4 番：柳迫委員	はい。この案件は前回までは〇〇さんが受けてで契約をしておりましたが、今回から息子の〇〇さんが代わりに契約を結びます。期間としては前回までと同じ 5 年です。再設定でありますのでなんら問題はないと考えられますので、後審議の程よろしくお願いします。
荒川会長	はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ただいま調査委員のほうから報告がありましたが皆さんの方から何かございませんか。

	（質問、意見なし） 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 59 号番号 1 について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いします。 （全員賛成：異議なし） ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 59 号番号 1 は許可することに決定いたします。 次に番号 2 について調査報告をいたします。 2 番の〇〇さんは現在〇〇在住であり会うことはできませんでしたが、受け手の〇〇さんに話を聞いたところ引き続き耕作しますということでした。再設定でありますので何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。 それでは質疑に入りたいと思います。ただいま調査委員のほうから報告がありましたが皆さんの方から何かございませんか。 （質問、意見なし） 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 59 号番号 2 について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いします。 （全員賛成：異議なし） ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 59 号番号 2 は許可することに決定いたします。 次に番号 3 について調査報告をいたします。 利用権を受ける者が〇〇さん、利用権設定をする者が〇〇さんです。この案件も北岡さんに確認を行ったところ、引き続き耕作しますということでした。〇〇さんに確認したところ今後耕作を開始するかもしれないが、現

	在はする予定がないので再設定を行って欲しいということでした。耕作を開始するときは合意解約もできる旨説明をして〇〇さんも理解をしていただきました。再設定でありますので問題ないと思います。ご審議の程お願いします。 　それでは質疑に入りたいと思います。ただいま調査委員のほうから報告がありましたが皆さんの方から何かございませんか。 （質問、意見なし） 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 59 号番号 3 について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いします。 （全員賛成：異議なし） 　ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 59 号番号 3 は許可することに決定いたします。 **【日程第 7：その他について】** 　次に日程 7：その他事項に入ります。事務局、説明をお願いします。 ① 農業委員会法改正について。 ② 1 月総会までの日程。 以上で本日の議案並びに報告事項はすべて終了しました。この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 （暫時、休憩） （ほかに案件なし）

	よろしいですか。それでは以上をもちまして平成 28 年度第 30 回津奈木町農業委員会総会を閉じます。 【終了時間　17 時 15 分】 この会議録の内容は事実と相違ない事を証明するために、津奈木町農業委員会会議規則第７条第２項の規定によりここに署名する。 議長　：　「　　」 （会長：荒川　隆光） 署名委員：「　　」 （10 番：福山委員） 署名委員：「　　」 （11 番：濱田委員）